

平成24年（2012年）

釧路広域連合議会会議録

平成24年11月26日開会
平成24年11月26日閉会

11月定例会

第2回11月定例会

釧 路 広 域 連 合 議 会

平成24年第2回11月定例会

釧路広域連合議会会議録 索引

会期 自平成24年11月26日 至平成24年11月26日 1日間

11月26日（月）第1日

議事日程	1
会議に付した案件	1
出席議員（17人）	1
本会議場に出席した者	1
議会事務局職員	1
開会宣告（午後3時28分開会）	1
会議録署名議員の指名（秋里廣志議員、松永証明議員）	1
諸般の報告	
日程第1 議席指定の件	2
日程第2 会期決定の件	2
広域連合長の発言	2
日程第3 議案第3号上程	2
提案説明	
松浦事務管理者	2
質疑・一般質問	
村上和繁君	3
蝦名広域連合長	5
議案第3号討論省略	6
表決	
・議案第3号表決（可決）	6
閉会宣告（午後4時00分）	6
署名	7
付録	
11月定例会議決結果表	8
質疑・一般質問発言項目一覧表	9
議席表	10
11月定例会議事経過	11

平成24年第2回11月定例会

釧路広域連合議会会議録 第 1 日

平成24年11月26日（月曜日）

議事日程

- 午後3時28分開議
日程第1 議席指定の件
日程第2 会期決定の件
日程第3 議案第3号上程

会議に付した案件

- 1 開会宣言
1 会議録署名議員の指名
1 諸般の報告
1 日程第1
1 日程第2
1 広域連合長の発言
1 日程第3

出席議員（17人）

議長	17番	黒木	満君
副議長	8番	坂本	裕人君
	1番	東	隆行君
	2番	秋里	廣志君
	3番	小川	義雄君
	4番	山田	博君
	5番	立石	巧君
	6番	鎌田	民子君
	7番	松橋	和子君
	9番	秋田	慎一君
	10番	村上	和繁君
	11番	土岐	政人君
	12番	松永	征明君
	13番	三木	均君
	14番	松尾	和仁君
	15番	戸田	悟君
	16番	酒巻	勝美君

本会議場に出席した者

広域連合長	蝦名大也君
副広域連合長	佐藤廣高君
副広域連合長	大石正行君

副広域連合長	棚野孝夫君
副広域連合長	徳永哲雄君
事務管理者	松浦尊司君
監査委員	榆金達朗君
事務局長	坂卓哉君
事務局次長	永田裕君

議会事務局職員

議会事務局長	山根誠一君
議事課長	渡邊和典君
議事課長補佐	長野谷宣之君
議事課専門員	高嶋晃治君

午後3時28分

開会宣告

○議長黒木 満君 皆様ご苦労さまです。

出席議員が定足数に達しておりますので、平成24年第2回釧路広域連合議会11月定例会は、成立いたしました。

よってこれより開会いたします。直ちに会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長黒木 満君 会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第96条の規定により、

2番 秋里 廣志 議員

12番 松永 征明 議員

を指名いたします。

事務局長に諸般の報告をさせます。

諸般の報告

○議会事務局長山根誠一君 報告をいたします。

ただいまの出席議員は、17人であります。

今議会に連合長から提出された議案は、議案第3号であります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2、第

1項の規定に基づき、例月現金出納検査報告書の提出がありました。

次に、本日の議事日程は、日程第1、議席指定の件
日程第2、会期決定の件、日程第3、議案第3号であります。

以上で報告を終わります。

日程第1 議席指定の件

○議長黒木 満君 日程第1、議席指定の件を議題といたします。

新議員の選出に伴い、会議規則第4条、第1項の規定により、議席を指定いたします。

お諮りいたします。

新議員の議席は、ただいまのとおりで指定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長黒木 満君 ご異議なしと認めます。

よって、新議員の議席につきましては、ただいまのとおりと決しました。

日程第2 会期決定の件

○議長黒木 満君 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今会期は本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長黒木 満君 ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決しました。

○議長黒木 満君 この際、連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

連合長。

広域連合長の発言

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄ご多用の折、本日ここにお集まりをいただき、平成24年第2回釧路広域連合議会11月定例会を開催できましたことに、心から感謝と御礼を申し上げます。

この度、広域連合規約に基づき行われました構成市町村長の投票による選挙におきまして、私が広域連合長に選出され、引き続き今後4年間、その任にあたることになったところでございます。

広域連合長の職に就きますことは、身に余る光栄でありますとともに、本連合を構成する5市町村の代表として、あらためて、その責任の重大さを痛感いたしているところでございます。

なお、各町村長の皆様には引き続き、副広域連合長にご就任を頂いております。議員各位におかれましても、私ともども、これまでに倍してのご支援とご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

さて、広域連合清掃工場は、平成18年4月の供用開始から早いもので本年7年目を迎えておりますが、この間、構成市町村の円滑な連絡調整が図られるなか、順調に稼動を続けており、排ガスのなどの環境基準も十二分に達成されていることから、安全で安定した運営体制が確立されてきたものと考えております。

さて、平成23年度のごみ処理状況でございますが、ごみの搬入量につきましては、5市町村合計で、65,100トンとなっており、昨年度と比較いたしまして、約1,180トン、率にいたしまして1.85%ほど増加、ごみ発熱量改善資材など共通負担分を加算した総搬入量でも、900トンほど増加をしているところであります。

ごみの焼却量につきましては、搬入量の増加に伴い、約460トン増加しておりますが、2つの炉を計画的に運用することにより効率的に焼却処理を行っております。

次に、本施設の特徴でございますが、資源循環の取り組み状況についてであります。発熱量の改善が図られていること等もありまして、廃熱を利用した廃棄物発電では、工場で使用する電力のほとんどをまかなった上で、余剰電力の売電により予算に対しまして、約770万円増の6,920万円ほどの収入を上げております。

また、ごみから回収した鉄やアルミの再利用につきましても、搬出量及び鉄の売却単価が当初予算を上回り、1,210万円余りの収入となっております。経過等につきましては以上でございますが、この後、議案といたしまして平成23年度一般会計決算認定についてご審議いただくこととなっておりますので、何卒よろしくお願いを申し上げます。

最後に当広域連合の業務執行に当たりましては、尚一層の効率的で経済的な運営を心掛け、最善の努力をしてまいり所存でございます。今後とも議員各位並びに、関係住民、町村長の皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

日程第3 議案第3号上程

○議長黒木 満君 日程第3、議案第3号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

松浦事務管理者。

提案説明

○事務管理者松浦尊司君（登壇） ただいま議題に供されました、案件につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第3号、平成23年度釧路広域連合一般会計決算認定の件についてであります。本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成23年度釧路広域連合一般会計決算を議会の認定に付そうとするものであります。

以上をもちまして、案件に対する説明を終わります。よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

質疑・一般質問

○議長黒木 満君 これより質疑並びに一般質問を行います。

10番村上和繁議員の発言を許します。

10番村上和繁議員。

○10番村上和繁君（登壇） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

ごみ量の推移についてまずお聞きをします。

廃棄物行政の根本に据えるべき施策は、できるだけごみを生まない社会を作ること、このことは皆さんも一致する点ではないでしょうか。よく廃棄物行政で4Rなどと呼ばれています。

日本ではリサイクル、リユース、リデュース、リフューズ、購入拒否ですが、併せて4Rとされています。理念発祥の地、ヨーロッパでは若干違うのだそうです。リサイクル、リユース、リデュース、と併せてリペア、修理を併せて4Rとしています。いろんな形で手をかけながら、ずっと使い続けるという意味なのでしょう。購入を拒否をすれば、家庭にはごみの素は確かに入らないかもしれませんが、長期的には、購入拒否ということで、その場で廃棄物になる可能性があります。

私達はこうしたごみを発生のところから抑制をするのと同時に、できるだけ焼却廃棄にまわしていき、ごみの総量削減に繋げていく、そういうことが必要なのではないでしょうか。

広域連合はそうした廃棄物処理の環の中で、焼却という行為を通じて、埋立量を削減する役割を担っています。確かに、焼却をすれば物の嵩は大幅に削減されます。焼却は発電、焼却によって発生をするスラグ、金属類などを除けば、なかなか利用する価値の無いものに還元をする行為であって、焼却量総体も私は長期的には低減をしていく、その方向を目指すべきだと考えています。

こうした理念が結晶化されているのが、ゼロエミッションという考えです。

実は焼却量の削減の問題は、昨年の11月議会でも議論をさせていただいております。大切な問題だと思いますので、改めて突っ込んで23年度の決算数値も交えて議論をさせていただきたいと思っております。

我が広域連合の場合はどうでしょう。通年稼働して

以降の搬入ごみ量を調べるとこういう数値になっています。通年稼働1年目の18年度は63,370トン、19年度は64,762トン、20年度は66,351トン、21年度は64,215トン、22年度は65,350トン、23年度は66,247トンとなっています。この間、弟子屈町の参加など、構成自治体の変化もありますので、この数値をただ並べるだけではなく、人口一人で割り返してみました。

18年度は人口一人あたり280.16キログラム、19年度は289.20、20年度は299.70、21年度は282.75、22年度は290.01、23年度は297.17となります。

21年度は5.7%ほど搬入ごみ量は減っておりますが、その要素を除けば、一人あたりの搬入ごみ量は一貫して増加傾向にあります。ごみ量を規定してるのは、人口だけではありません。景気不景気の面も大きく変動させる要素となっていますが、景気はなかなか上昇局面にあるとは言い難い釧路地方において、ごみ量が増えてきているということは無関心ではられません。

もちろん、個々の年度においては、その年度特有の事情もあるでしょう。19年度から20年度にかけては、刈草剪定枝が資源物から可燃物に変更され、焼却ごみに加えられました。20年度から21年度は事業系のごみ手数料の改定がありました。一時的とはいえ、ごみ量が5.7%ほど減った主たる原因はこの手数料改定にあります。21年度はボランティア清掃が集めていたごみが不燃物扱いだったものが、可燃物に変更され、焼却ごみに加えられました。22年度から23年度にかけては、資源物の中間処理残渣が440トン増え、事業系の自己搬入が300トン増え、家庭用についても有料袋の売り上げが増えていることなどから、家庭系のごみも500トン増えた、そういうふうの説明をうけています。

私は、こうした個々の年度の事情を一旦、脇に置いて、何故継続的に搬入ごみ量が増えてきたのか、ここに真摯に向き合わなければならないと考えています。

ごみの取扱手数料を値上げをした時に、一旦ごみ量は減っていますが、これは値上げが強い削減効果を一時的に生むこと、このことは否定をいたしません。

しかし、こうした効果が、継続的なごみの減量には結びつかず、やがてごみ量は回復するという傾向にあることは、多くの識者の指摘するところです。事実、道内23市でごみの有料化が行われていますが、結局ごみ量そのものが長期的に見て減っているのは、半分にもなりません。有料化や値上げではなく、本質的にごみ量を減らすという太い施策が必要なのではないでしょうか。

広域連合の清掃工場は、焼却ごみ量つまり、出口の問題にもなりますが、ごみを持ち込む構成自治体の取組みと協力をしながら、ごみ量の削減に広域連合としても努力をすべきと私は考えています。

私達は、ガス化溶融炉の大型焼却炉の建設に向かった時に、ダイオキシンの発生問題とともに、一番に関心を持ったのが、このごみ量の推移の問題です。ガス化溶融炉は、24時間連続燃焼、施設もかなり大型になりますから、かなりのごみ量が必要となります。しかし、社会全体が底流としてリサイクルの普及、ごみの削減の取組み等もあって、持ち込まれるごみ量は軽減効果が生まれることとなります。一定のごみ量が必要となる中で、これまで燃やしてこなかった資源物の一部や、不燃扱いの物が焼却可能ということで、可燃ごみに加えられる、こうしたことが生まれるとしたら問題ありと言わなければなりません。少なくとも、人口減の中で、一人あたりの焼却ごみ量を増やしてきたことはいかがが、そういうふうに関わなければなりません。

広域連合として、清掃工場稼働後、事業系ごみの値上げを除けば、こうしてごみ量を増やしてきたことをどう認識しているのか、また、広域連合として構成自治体と協力しながら、焼却ごみ量そのものを減らしていくことをきちんと戦略目標として、取組むべきでないかと考えますが、見解を伺います。

2つ目、ダイオキシンの連続監視システムについてお聞きをします。

私達は、一貫してダイオキシンの連続監視システムを広域連合の清掃工場に導入することを求め、国内はもとより海外の事例も紹介しながら、提案してきました。私も2月議会で土壌へのダイオキシン蓄積の問題や、ダイオキシン測定に係る問題について、質問したのと合わせ、国が常時モニタリングを義務づけていないことは問題である。実際年間2回しか測定しないことになっていて、それ以外の時間にそれを上回るダイオキシンを排出していないということが証明されていないこと、ベルギーなどでは、法律でダイオキシンの常時モニタリングが義務づけられ、環境改善に寄与していること、日本も全体として常時モニタリングに取組むべきではないか、そのために国に対して常時モニタリングについてふさわしい規制値を設けること、常時モニタリングの機器を導入する際の補助制度を創設するよう求めるべきでないか。

3つ目、市が独自に常時モニタリングに取組むべきではないか、との3点を質問しました。

要めは最後の市として独自に常時モニタリングシステムを導入すべきという質問ですが、その時、連合長は当工場ではダイオキシン量と密接な関係があるとされている一酸化炭素濃度や、焼却温度を24時間連続で測定し、これらの数値を常時監視することにより、連続的なモニタリングを行っているところでございます、と答弁をしています。

つまり、一酸化炭素濃度の測定と、燃焼温度の管理で充分だという答弁です。しかし、これで本当に市民

の不安を解消していると言い切れるのでしょうか。きちんとダイオキシンそのものを捕捉し、これを監視する必要があります。このことについても連合長はヨーロッパで開発をされた連続採取装置、アメサということでございますが、これにつきましては、最大4週間程度排ガスを連続採取して、その期間中に排出されたダイオキシン類の平均濃度を測定するもので、採取から分析結果が出るまでに時間がかかることから、日々の運転状況に即応できるものではない、と答弁をしています。

つまり連続したサンプリングと検査は可能だが、即応性、つまり検査で異常値が発見されても、その時にはすでに時間が過ぎてしまっているから、不要ということの答弁と考えます。

何も私は一酸化炭素の連続測定や、炉の燃焼温度の管理をせずに、アメサに代表される連続監視システムに替えよと求めているわけではありません。しかし、一酸化炭素の連続監視も燃焼温度の管理も直接発がん性の高いダイオキシン量そのものを、測定する訳ではありません。

万が一の事故の時などにあってはならないことですが、ダイオキシンが炉外に排出をされたとしても、それを定量的に把握することは出来ません。日常的には4週間単位であったとしても、常に直接のダイオキシン量がこれだけと、住民に知らせることが出来れば、現行の年2回という発表を上回る安心感を住民にもたらしことは間違いないのではないのでしょうか。

23年度でいえば、1号炉が7月13日、1月18日の2回、2号炉は9月6日、3月15日の2回のサンプルのダイオキシン濃度を公表していますが、その他の時期については、数値はよく分かりません。平均濃度であったとしても、連続監視システムを導入して、1ヵ月単位で公表すべきではないのでしょうか。もちろんシステムの導入に多額の費用がかかりますが、それでもすでに国内で導入している事例も有る事をご承知のことと思います。是非このシステムの導入を検討すべきだと思います。ご答弁をいただきたい。

この問題に係わってもう一点お聞きをします。

国際的にも評価を受けているシステムでもあり、既に全国でも導入事例があることは先程お話ししたとおりです。是非、広域連合として、国内の施設を視察、研究すべき時に来ているのではないのでしょうか。報告書のようなものをまとめていただき、議会にも報告をいただき、市民にはホームページなどで公表する、システムの効果はもちろんです、導入にあたっての課題なども是非整理することが大切と考えます。

是非このことは、早急に実施していただきたいと考えますが、答弁をいただきたい。

最後は、助燃材について伺います。ごみの組成にも係わることになるのですが、目標としていた8,600

キロジュールパーキログラムという熱量を確保できていません。具体的には、18年度に8,000キロジュールから始まり、年度を経るごとに19年度7,730、20年度7,370、21年度7,300、22年度7,570、23年度7,510キロジュールと推移をしています。

こうしたなかで、パッカー車の水抜き等の施策を講じている他に、助燃材が投入をされている訳ですが、23年度は灯油が696キロリットル、R P F原材料などが1,110トン使われていました。22年度と比べ、灯油は100キロリットル程増え、R P F原材料は、ほぼ前年並みという数値となっています。ここで2点お聞きをします。

8,600キロジュールという当初の数値は、ごみの組成も大きく変わってきていることもあって、なかなかその確保は難しくなっています。現在の7,500キロジュールという発熱量をどう評価しているのか、現実的にはどの程度の発熱量を目指すべきと考えているのか、私は徹底したリサイクルなどでこうした数値を確保すべきと考えますが、見解をいただきたい。

2つ目、R P F原材料について、これは産業用プラスチックなどを原料としたもので、結果としてプラスチック類を積極的に焼却炉で燃やしていることになっています。適切な運転管理のもとでは、ダイオキシン類の発生は無い、産業用プラスチックは、リサイクルが難しく燃料として活用することがより効果的と考えておられるのでしょうか、ダイオキシンの発生を心配される方は少なくありません。

万が一のトラブルを考えた時に大丈夫なのだろうか、私自身も心配をしております。私はR P Fの原材料は助燃材としては使用すべきでないと考えますが、その点での見解を伺い私の質問を終らせていただきます。

○議長黒木 満君 理事者の答弁を求めます。

連合長。

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 村上和繁議員の質問にお答えいたします。

まず、ごみ量の推移についてのご質問でございます。

構成市町村からの搬入ごみ量につきましては、ご質問のように平成21年度までは、減少傾向にございましたが、平成22年度から2年連続で増加をしているところでございます。このごみ量増加の大きな要因は、釧路市でございまして、釧路市の状況について申し上げますと、平成22年度におきましては、町内会などのボランティア清掃ごみを、これは埋め立て処分から可燃ごみへと変更したことによるものと、このように確認をしているところでございます。

また、平成23年度におきましては、資源物である家庭系刈草などの処理残渣の他に、人口は減少している訳でございますが、世帯数が増加していることもその

要因と、このようにお聞きしているところでございます。

議員ご指摘のように、ごみの排出抑制、減量化につきましては、広域連合として構成市町村の将来的なごみ発生量及び、処理量などを把握した上で策定した、ごみ処理基本計画に沿って着実に進めていくことが重要と認識をしておりますので、今後も構成市町村と連携を図り、ごみの排出抑制、再資源化、適正処理推進の取組みを進めてまいりたい、このように考えている次第でございます。

続きまして、ダイオキシンの連続監視システムの導入についてのご質問でございますが、このシステムにつきましては、以前から申し上げておりますが、また今も質問の中でもご説明をいただいたところでございますが、この分析結果がでるまでに時間がかかることから、日々の運転状況に反映させるには難しいということに併せまして、日本工業規格で定める測定方法に合致しないことから、あまり普及が進んでいないものと、このように認識しているところでございます。広域連合といたしましては、今後も公定法に基づく測定方法によりまして、ダイオキシン類の測定を実施してまいりたいと、このように考えている次第でございます。

続きまして、連続監視システムの導入施設の調査、また報告についてのご質問でございますが、広域連合といたしましては、平成23年2月に国内で導入実績がある4施設に対しまして、調査というものを実施をしている訳でございますが、改めて再度調査をするという考えはございません。その調査結果の報告ということでございますが、これは、他の自治体等のことでございまして、私どもはそこを公表するということは適当ではないとこのように考えている次第でございます。

続きまして、ごみの発熱量の確保についてのご質問でございますが、広域連合全体の基準ごみ質につきましては、清掃工場建設工事の発注仕様書策定時に、過去5年間のごみ質調査の結果に基づき、平均値を算出いたしまして、これに構成市町村ごとのごみ量を用いて、加重平均して算出した結果8,600キロジュールと、設定をしたところでございます。

広域連合のガス化溶融炉は、設計上発熱量が7,500キロジュール以上であれば、ごみの保有する熱量だけで自己熱溶融することが出来ることになっておりますので、常時7,500キロジュールを超えるごみが炉に投入されれば、助燃の灯油がほとんど必要無い、このようなかたちになっているところでございます。

平成23年度の年間平均発熱量は、7,510キロジュールと、なっているものでございますが、これは季節や時間帯によりましては、6,000キロジュールでございますとか、5,000キロジュール台まで落ち込むこと

もございまして、助燃に頼らざるを得ないことから、7,500キロジュール以下のごみ質をいかに減らすかが重要となっているところでございます。

平成18年の稼動開始以来、容器包装プラスチックなど発熱量の高いごみが資源物として適正に処理されるようになったことから、水分の多い生ごみや、刈草の割合が高くなってきており、結果としてごみ質の低下に繋がっているところな訳でございます。

このごみ質を改善する為、平成21年度より各種ごみ質改善の取組みを行っているところではございますが、搬入されるごみの発熱量を改善するためには、家庭などから排出される時点で、水分を減らすことが重要であることから、生ごみの水切りなど、今後とも構成市町村と連携を図りながら、ごみ質改善に努めてまいりたい、このように考えている次第でございます。

そして、最後にRPF原材料の助燃材としての使用について、ということのご質問でございますが、これまでも申し上げてきておりますように、廃プラスチック類につきましては可能な限り、再利用を図ることを基本に、ごみの分別徹底に努めてきているところでございますが、事業所等から排出される廃プラスチック類につきましては、マテリアルリサイクルが困難なものも多く、あまり有効利用されていないのが現状でございます。

広域連合では、これまで未利用資源とされていた、廃プラスチック類についても、サーマルリサイクルとして有効活用を図ることにより、ごみ発熱量を改善し、変動費の軽減に効果をあげているところでございます。

尚、清掃工場では、炉ごとにダイオキシンについては、年2回、ばいじん、窒素酸化物などの有害成分については年6回、排ガスをサンプリングして分析を行っている他、24時間連続で有害成分の自動測定を行っており、そのいずれにおいても、規定を超えるような結果は出ていないことから、RPF原材料燃焼による影響は無いと、このように判断をしているところでございます。以上でございます。

○議長黒木 満君 以上をもって質疑並びに一般質問を終結いたします。

議案第3号討論省略

○議長黒木 満君 この際お諮りいたします。

各案に対する討論を省略し、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長黒木 満君 ご異議なしと認めます。

よって直ちに採決を行います。

議案第3号表決（可決）

○議長黒木 満君 議案第3号 平成23年度釧

路広域連合一般会計決算認定の件を採決いたします。

本案を認定と決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長黒木 満君 起立多数と認めます。

よって本案は原案可決と決しました。

閉会宣告

○議長黒木 満君 以上をもって、今議会の日程はすべて終了いたしました。

平成24年第2回釧路広域連合議会11月定例会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

釧路広域連合議会 議長 黒 木 満

同 議員 秋 里 廣 志

同 議員 松 永 征 明

平成24年第2回釧路広域連合議会11月定例会議決結果表

会 期 自 平成24年11月26日

至 平成24年11月26日

（1日間）

釧路広域連合議会議長 黒 木 満

議案番号	件 名	提 出 者	議決年月日	議決結果
議案第3号	平成23年度釧路広域連合一般会計決算認定の件	連 合 長	24. 11. 26	認 定

議会に報告されたもの

報告番号	件 名	提 出 者	報告年月日	報告結果
釧 広 連 監 報 告 第3号	例月現金出納検査報告書	監査委員	24. 11. 26	報告完了

平成24年第2回釧路広域連合議会11月定例会 質疑・一般質問発言項目一覧表

順位	月 日	議席番号・発言議員	発 言 項 目 (要旨)
1	11/26 (月)	10番 村 上 和 繁 (釧路市)	1 平成23年度決算 (1) ゴミ量の推移 (2) ダイオキシンの連続監視システム (3) 助燃剤

釧路広域連合議会 表

平成24年11月

[illegible]

平成24年第2回11月定例会議事経過

会 期	年 月 日	曜	区 分	内 容
1	24. 11. 26	月	本 会 議	開会 議席指定 会期の決定 広域連合長の発言 提案説明 質疑・一般質問 表決 閉会

釧路広域連合議会会議録
平成24年第2回11月定例会

平成25年1月発行

編集・発行 釧路広域連合議会事務局

〒085-0807 北海道釧路市高山30-1
電 話(0154)92-2002

印 刷 株式会社 藤 プ リ ン ト
電 話(0154)22-9311